

# (仮称) 草津市産業振興条例案

資料5

## (目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関する基本理念を定め、産業振興に関わる者の役割を明確にすることにより、近畿圏と中部圏の結節点として交通網が充実し、人や物の往来が盛んである本市の立地特性を生かした産業振興の施策を総合的に推進し、地域経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

## 解説

この条例は、産業の振興に携わる者の役割を示し、目指す方向性の統一を図るとともに、最終的な成果として「地域経済の発展および市民生活の向上」に寄与することを目的として規定します。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う中小企業者および小規模企業者を始めとした個人および法人をいう。
- (2) 産業振興団体 事業者の支援その他の本市産業の振興に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 金融機関 事業者と取引を行う銀行、信用金庫、信用組合、その他の金融機関および信用保証協会をいう。
- (4) 教育機関 大学その他の教育機関または本市産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する者をいう。

## 解説

本条例で使用した用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて説明したものです。

### (第1号 事業者)

本条例の主体となる者で、市内で事業活動を行う者を指します。本市における小規模企業者および中小企業者が企業全体に占める割合は、全国同様に9割以上となっており産業の振興において特に重要な役割を果たしています。一方、本市では事業者の規模および業種に関わらず、社会課題などに対して事業者として同じ役割を担っていただき、

同じ方向を向いて、ともに産業振興を担っていただきたいことから、市内で事業活動を行う小規模企業者、中小企業者および大企業者を「事業者」と位置づけ、条例の主体としています。

(第2号 産業振興団体)

商工会議所、観光物産協会、産業支援プラザなど、市内外を問わず事業者の支援や本市産業の振興に資する活動を行う団体を指します。

(第3号 金融機関)

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等の預貯金取扱い金融機関および信用保証協会であり、市内外を問わず、事業者と取引がある機関を指します。

(第4号 教育機関)

小学校、中学校、高等学校および大学等の教育機関だけではなく、市内外を問わず本市産業の振興に資する研究を行う機関を指します。

(第5号 市民)

市内に居住する者だけではなく、市内に通勤・通学する者や市内で活動する者を指します。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、古くから交通の要衝として発展を続け、多様な人・物・情報の交流により幅広く産業が発展してきた本市の特性に鑑み、地域資源を最大限に活用することにより新たな価値を創出し、持続可能な未来を創造していくため、地域経済を支える中小企業者および小規模企業者を始めとした事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とし、産業振興に関わる者がそれぞれの役割を果たしながら、相互の密な連携および協働のもとで推進されるものとする。

解説

本市は、JR 東海道本線や JR 草津線、名神高速道路、新名神高速道路、国道1号、大津湖南幹線、山手幹線など主要な交通網が充実しており、交通の要衝として様々なものが交わり、幅広く産業が発展してきた背景があることから、この特性を生かして、社会課題の解決につながるような新たな価値を創出していくことで、持続可能な未来を目指すことを述べています。

また、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とし、その上で産業振興に関わる者がそれぞれの役割を理解し、互いの特性を生かしながら、協働のもとで推進するということが産業の振興における基本的な考え方として規定します。

(産業振興計画の策定)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、産業振興計画を策定するものとする。

市は、条例に基づき、産業振興の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、条例に掲げる目的を達成するため、中長期的な産業振興計画を策定することについて規定します。また、農業振興に関しては、別に農業振興計画を策定し、農業の成長やまちの発展を目指すこととしているため、産業振興計画では「農業」は対象分野には含めないものの、6次産業化や農商工連携などの領域は、対象分野とします。

(事業者の役割)

- 第5条 事業者は、自らの事業の強化、安定および経営の改革に努めるとともに、雇用の創出および人材の育成に努めるものとする。
- 2 事業者は、地域社会の一員であるとの認識に立ち、自らの事業活動を通じて、地域社会の発展に貢献するよう努めるものとする。

解説

- ◇基本理念に規定されているとおり、産業の振興は、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本として、経営基盤（資金・設備・技術）の強化を図るとともに、雇用の創出や人材の育成（自社の従業員の育成、技術の伝承、福利厚生の実施等）を行っていただきたいことを規定します。
- ◇事業者も地域社会を構成する一員であることを認識し、事業活動と市民生活との調和を図りながら、地域社会の発展に貢献していただきたいことを規定します。

(産業振興団体の役割)

- 第6条 産業振興団体は、事業者の経営相談および有用な情報の提供を行うことにより、事業者の事業活動および創業を支援するよう努めるものとする。
- 2 産業振興団体は、産業振興を目的とした事業を実施するよう努めるとともに、市が実施する産業振興の施策に協力するよう努めるものとする。

解説

- ◇産業振興団体が有するノウハウや経験をもとに行う経営相談や情報提供を通じて、事業者の事業活動や創業を支援していただきたいことを規定します。
- ◇自ら産業振興に係る事業を実施していただきたいことや、市が行う産業振興の施策に協力していただきたいことを規定します。

(金融機関の役割)

- 第7条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ円滑な資金の供給および経営支援を行うことにより、地域経済の健全で持続的な発展に貢献するよう努める

ものとする。

#### 解説

資金供給や経営相談などを通じて、事業者が経営基盤の強化や経営の革新に取り組むことができるよう支援を行い、成長を促すことで、地域経済の健全で持続的な発展に貢献していただきたいことを規定します。

#### (教育機関の役割)

第8条 教育機関は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。  
2 教育機関は、研究成果等の普及および活用を通じて、地域社会の発展に貢献するよう努めるものとする。

#### 解説

- ◇教育機関が優れた人材を育成し、社会に輩出することで、事業者に対しても優秀な人材を供給することにつながるため、人材育成に協力していただきたいことを規定します。
- ◇教育機関が研究成果等を社会に還元することで、事業者が新商品や新技術の開発などに活用し、新たな市場の創出につながるなど、事業活動の活性化が期待できるため、研究成果の普及等を通じて地域社会の発展に貢献していただきたいことを規定します。

#### (市民の役割)

第9条 市民は、自らが地域経済の持続的な発展を支える主体であることを理解するとともに、事業者による事業活動が地域経済の持続的な発展に貢献していることを認識し、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

#### 解説

買い物等の消費に代表される地域での様々な行動が、地域経済の活性化や生活の向上に貢献していることや、地域社会の発展には事業者の役割が重要であることに対する市民の理解が深まることは、本市経済のさらなる発展につながるため、産業の振興に協力していただきたいことを規定します。

「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力を義務付けるものではなく、意識啓発として、あくまでも自発的な協力を期待するものです。

(市の役割)

第10条 市は、第3条に定める基本理念および第4条に定める産業振興計画に基づき、産業振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。

3 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、国および県等との連携を図るとともに、産業振興に関わる者の相互連携および交流を促進し、協働が可能な環境を整備するものとする。

**解説**

◇市が産業振興計画等に基づき、総合的かつ計画的に産業振興に関する施策を展開することを明らかにしています。

◇産業振興施策推進のために必要な体制を整備することとしています。

◇産業振興施策推進のための財政支出の努力義務について規定します。施策の実効性の担保には財政的な裏付けが必要であり、厳しい財政状況下であっても、施策の優先度と効果を十分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努めるべきものとなります。

◇連携や協働によって、各主体が単独で取り組むよりも大きな成果が期待できるため、市が交流の機会を設けるなど環境の整備を行うものとしています。